平成２７年（フ）第７８号
静岡県富士市松岡1193番地の22
破産者　有限会社フィリアケアサービス
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４１号
岡山市北区西古松西町８番21号
破産者　株式会社ビゼン
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７５号
岡山市中区江崎307番地３
破産者　有限会社タカハシ
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１９号
栃木県佐野市大橋町3203番地12　ファーストコート大橋701
破産者　八下田哲雄
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第４号
長崎県島原市六ツ木町甲722番地３寿ハウス１号、前住所長崎県島原市上の原３丁目6717番地８
破産者　菅崎　龍彦
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
長崎県佐世保市福田町18番33号、開始決定時の住所長崎県佐世保市瀬戸越４丁目18番13号
破産者　葉戸　敏子
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
大分県玖珠郡九重町大字田野1548番地の２
破産者　時松　　豊
1　決定年月日　平成27年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第６４２号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番１―1111号
破産者　町中　正巳
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３６８号
川崎市川崎区小田２丁目20番１―２号、前住所川崎市川崎区小田２丁目10番３号
破産者　菊田　義則
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３９２号
川崎市宮前区平１丁目２番15号　シドニーＡ106
破産者　山岸　是明
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３９３号
川崎市宮前区平１丁目２番15号　シドニーＡ106
破産者　山岸　京子
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
兵庫県豊岡市日高町江原255番地の６
破産者　藤本　幹夫
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
奈良県大和郡山市小泉町1678番地１　小泉県営住宅Ｃ―３棟202号、破産手続開始時の住所奈良県天理市西長柄町139番地１
破産者　松嶋　鉄夫
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２２７号
熊本市西区**蓮**台寺３丁目７番６号　フレグランス**蓮**台寺201号
破産者　田中　　優
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４４１号
熊本市東区戸島１丁目８番46号　エスティーガーデン201
破産者　井元　美帆（旧姓齊藤）
1　決定年月日　平成27年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０８号
青森市大字三内字沢部440番地13　メゾンウィングＥ号
破産者　苧毛　　努
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５０号
青森県八戸市下長６丁目４番19号、前住所愛知県名古屋市港区港陽３丁目20番２号　シティライフ港陽305号
破産者　赤坂　康司
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第６０号
福島県郡山市田村町金屋字平舘44番地の３　エクセラントゥールⅡ201号
破産者　上石麻由美（旧姓吉成）
1　決定年月日　平成27年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係